

燕市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について

燕市子どもの医療費助成に関する条例（平成18年燕市条例第114号）
の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

燕市子どもの医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「保険医療機関等ごとに1日につき1,200円」を「0円」に改め、同条第2項中「乳児(子どものうち出生した日から満1歳に到達した日の属する月の末日までの間にあるものをいう。)」を「子ども」に、「標準負担額認定証」を「標準負担額減額認定証」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市子どもの医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた療養に要した費用に係る助成について適用し、施行日の前日までに行われた療養に要した費用に係る助成については、なお従前の例による。